

公認 SAM コンサルタント資格認定基準

2011 年 6 月 22 日 制定

(目的)

第1条 本基準は、公認 SAM コンサルタント（以下、「CSC」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

第2条 SAMAC の基準に則した、ソフトウェア資産管理(SAM)に関する正しい知識を有しており、且つ SAM の構築や改善を指導・助言することが可能である能力を有している者を、CSC として認定する。

2. CSC 資格の認定要件として、次のとおり定める。

(イ) 1年以内に、SAMAC が認定した研修を受講し、これを修了していること。

(ロ) 1年以内に、SAMAC が認定したトレーニングを受講し、これを修了していること。

(ハ) 1年以内に、SAMAC が認定した試験に合格していること。

(ニ) 過去3年以内に、3件以上のソフトウェア資産管理に関する評価や構築等の支援実績、もしくは2年以上のソフトウェア資産管理に関する業務の実務実績を有していること。なお、実績については、上長の承認を得ていること。

なお、「ソフトウェア資産管理に関する業務」は次のようなものが挙げられる。ただし、下記以外の業務についても、資格認定委員会が妥当と認めた場合はこの限りではない。

- ・ ソフトウェアを含む IT 資産の管理業務
- ・ ソフトウェアを含む IT 資産の調達業務
- ・ ソフトウェアを含む IT 資産の管理用ツールの開発業務

(ホ) 登録料として、SAMAC に1万円を納めていること。

(再試験)

第3条 SAMAC 認定試験の結果、合格基準に満たない場合は、試験結果の通知後1年以内に2回まで再試験を受けることができる。

2. 再試験を受けるためには、再試験料として SAMAC に1万円を納めなければならない。

(資格有効期間)

第4条 資格の有効期間は、資格認定後3年間とする。

(資格更新要件)

第5条 下記に示す要件を満たす場合は、CSC 資格を更新することができる。

- (イ) CSC 資格の有効期間内に、下に示す活動ポイント表の条件に従い、毎年最低 10 ポイントを取得し、かつ維持登録料として 7 千円を SAMAC に納付していること。維持申請時に当該要件を満たすことができない場合は、翌年度に要件を満たすことを前提に、CSC 資格の維持を許可する。ただし、2 年連続して当該要件を満たすことができない場合は、CSC 資格の停止(CSC を名乗ることができない状態)について理事会で検討する。
- (ロ) CSC 資格の有効期間内に合計 60 ポイント以上を取得しており、CSC 資格更新時に更新登録料として 1 万円を SAMAC に納付していること。CSC 資格更新に際して維持登録料は不要とする。CSC 資格更新時に当該要件を満たすことができない場合は、CSC 資格を停止するものとする。その後1年間の猶予期間を与え、この間に当該要件を満たした場合は CSC 資格を更新できるものとし、満たすことができなかった場合は、猶予期間終了時に CSC 資格を剥奪する。

■活動ポイント表

カテゴリ	対象	取得ポイント数	1年度上限ポイント数	実績証明手段
知識習得	SAMAC による更新研修の受講	1 回につき 5 ポイント	5 ポイント	研修完了証
	SAMAC が主催あるいは認定した、セミナーや研修の受講	2 時間につき 1 ポイント	上限なし	セミナー受講票 (セミナータイトルと受講者名がわかるもの)
	その他、IT やセキュリティに関するセミナーの受講	4 時間につき 1 ポイント	上限なし	セミナー受講票 (セミナータイトルと受講者名がわかるもの)
	SAM に関する自己学習	6 時間につき 1 ポイント	5 ポイント	自己学習内容 (テーマと時間を申告)
実務経験	ソフトウェア資産管理に関する評価や構築等の支援	1 件につき 3 ポイント	15 ポイント	実施先組織名 (または概要 (都道府県、業種、対象範囲の規模))、実施内容、支援期間、CSC 上司または所属組織の証明印
	ソフトウェア資産管理に関する業務	1 業務につき 5 ポイント	10 ポイント	CSC 上司または所属組織の証明印
SAM への貢献	SAM に関するセミナーや研修の講師	2 時間につき 1 ポイント	上限なし	主催組織の証明書および研修資料
	SAMAC ワーキンググループでの活動	1 年につき 3 ポイント	6 ポイント	1 年に満たない場合には 3×活動月数÷12 で小数点以下切り上げ。WG Leader の場合は 5 ポイントで計算。※WG での活動は、メンバーの場合は WG Leader の活動証明、WG Leader の場合は、役員会による活動証明書。

	SAMに関する執筆活動	1回につき 3ポイント	6ポイント	掲載誌名称及び掲載内容のコピー
	他団体への参加によるSAMに関する普及啓発活動	1年につき 2ポイント	4ポイント	1年に満たない場合には2×活動月数÷12で小数点以下切り上げ。活動団体による証明書。

(本基準の改廃等)

第6条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。

2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

(本基準の施行)

第7条 本基準は2011年6月22日より施行する。

以上